

令和5年度 保育施設4月入所の申込みの受付について

令和5年度4月入所の保育施設入所申込みを下記のとおり実施いたします。必要書類等を御準備の上、必ず保護者の方（父又は母）がお申込みください。

なお、受付時にお子さんを交えた保護者との面談を行います。必ずお子さんと一緒に御来庁ください。

ただし、市内保育園からの転所を希望する場合、及び市外保育園のみを希望する場合の申請は、面談は行いませんので児童の同伴は不要です。

2次申込み

1次申込みの方を利用調整（選考）した後に行うものです。

【受付日程】令和4年11月1日（火）～令和5年1月31日（火）

【受付会場】東松山市総合会館 2階 保育課窓口（時間は8時30分から17時15分まで、土日祝日は除く。）

【面談】お子さんを交えた保護者との面談については、書類受付時に行います。毎週火曜日・木曜日の13時～15時の間に、お子さんと一緒に御来庁ください。なお、この日時に御来庁できない場合は、まつやま保育園で面談を行いますので、書類受付時に御相談ください。

【必要書類】以下の申請書類に必要事項を御記入の上、御持参ください。

書類提出前には必ず「提出書類チェックリスト」で必要書類を御確認ください。

書類不備のある場合は、受付できない場合があります。事前に十分御確認をお願いいたします。

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------|
| ① 教育・保育給付認定申請書 | ⑥ 児童の健康に関する質問票 |
| ② 保育を必要とする証明書類
（父・母・同居の64歳以下の祖父母） | ⑦ 保育施設入所の申込みに関する確認事項 |
| ③ 保育施設利用申込書 | ⑧ 世帯全員分の個人番号（通知）カード（※1） |
| ④ 保育児童台帳 | ⑨ 窓口来庁者の本人確認書類（※2） |
| ⑤ 家庭状況届（兼調査票） | ⑩ 申し込む児童の母子健康手帳 |
| | ⑪ その他（該当者のみ） |

マイナンバー（個人番号）の届出について（依頼）



「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、平成28年1月1日から保育施設等の申請（教育・保育給付認定申請等）において、マイナンバー（個人番号）の届出が義務化されました。

つきましては、当該申請書にマイナンバーを記載しての御提出の際は、お手数ですが「世帯全員分のマイナンバーカード（※1）」及び「窓口来庁者の本人確認書類（※2）」を窓口にて御提示いただきますようお願いいたします。

（※1）マイナンバーカードについて

○マイナンバーカードのほか、マイナンバー入り住民票、通知カード（令和2年5月25日以降に氏名や住所変更等を行った場合は無効。）でも代用可能です。

（※2）本人確認書類とは

○顔写真付きのものは1点

運転免許証、パスポートなど

○顔写真なしのものは2点

健康保険証、年金手帳、診察券、公共料金の明細など住所・氏名が記載されているもの

- ・上記本人確認等ができない時はお受けすることができません。
- ・マイナンバーカード（磁気カードのもの）を所有している場合は、それ自体が身分証明となりますので、別途本人確認書類を持参していただく必要はありません。